

Ⅱ 基本構想

第1章

基本理念・将来像

■ 第1節 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・

基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定めます。

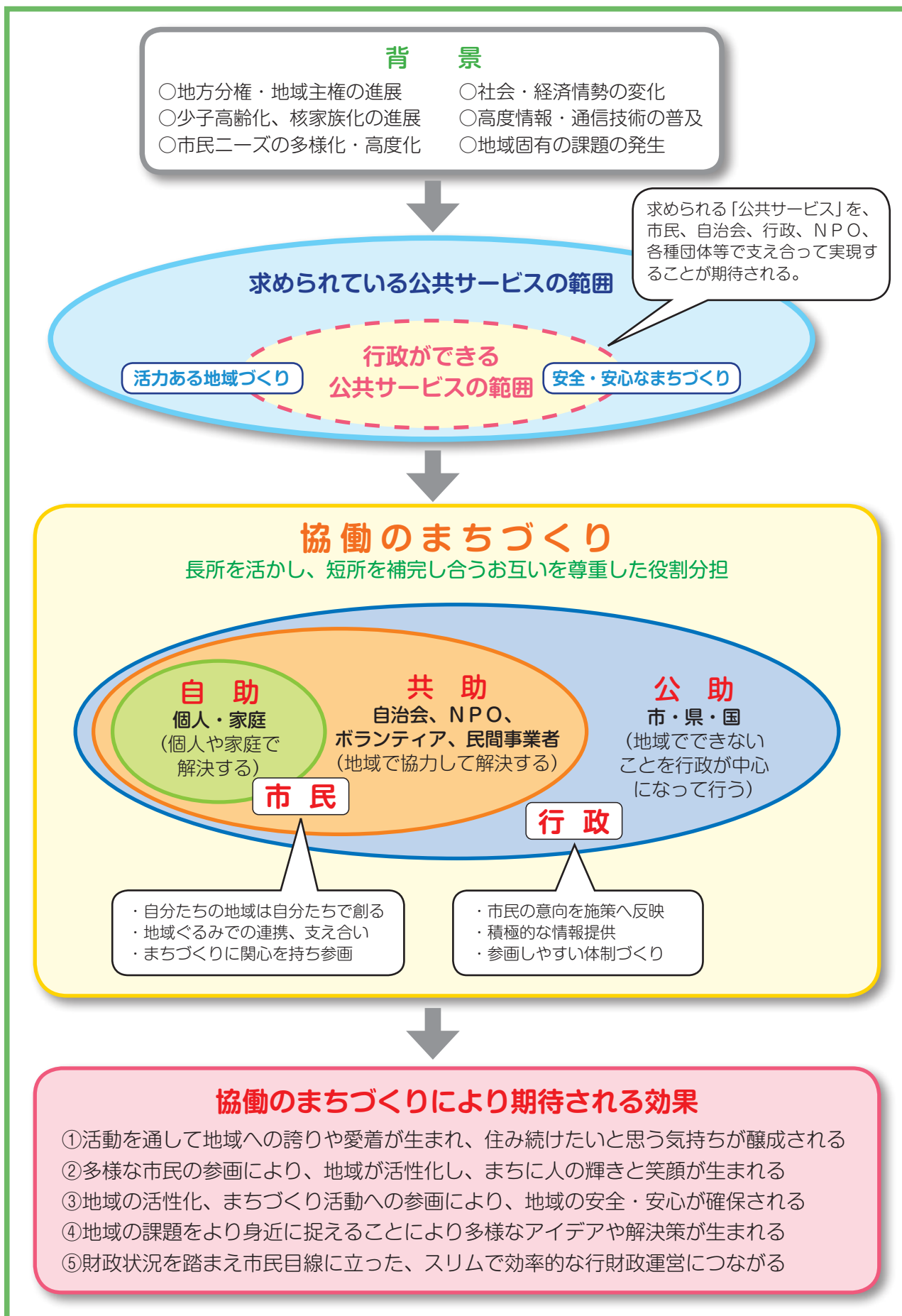
「市民との協働によるまちづくり」とは、自分たちの地域のことは、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践して、みんなで責任を持ちながら助け合い、支え合い、そして認め合っていく地域社会を実現していくことです。協働のまちづくりを行う上で、大切な考え方である「補完性の原則^{*}」に基づき、住民の身の回りの生活上の問題は、まず最も身近な個人や家庭が解決にあたり（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、それでも解決できない問題は行政が公的に支援する（公助）。つまり、それぞれ自分たちのできることは責任を持って行った上で、できないことをお互いに補完し合うことが「協働」の基本となるという考え方です。

地方分権が進展する中で、多様化する市民ニーズや複雑化する社会の課題に対応するためには、環境保全、防災・防犯、安全、福祉、教育、地域振興など様々な面で、地域内の相互扶助の取組みが必要になります。今後は、お互いに支え合い、協力して解決していくための市民意識の向上を図るとともに、自治会活動など地域で行われるまちづくり活動を支援し、様々な分野の市民活動を活性化させ、NPOやボランティアなどの育成、支援を行います。

また、市民生活や行政サービスの質の低下を避けるため、各事業実施の可否を精査・選択し、集中的な事業実施に取り組んでいきます。実施にあたっては、効率化とコスト縮減を図るため、必要に応じて民間のノウハウや市民が培ってきた豊かな知恵も適切に活用し、行政サービスの質的向上を図ります。

市民生活の現状や課題を認識し、改善に向けた方策を探り、市民生活のさらなる向上を目指すためには、まちづくりへの市民参画の機会を拡充するとともに、積極的な情報公開に取り組み、市民と行政が共に将来について考えていくことが必要です。本市では「市民との協働によるまちづくり」の実現に向けて、市民と行政が一体となってまちづくりに挑んでいきます。

■市民との協働のまちづくりのイメージ



■ 第2節 小郡市の将来像

本市は、膨張する福岡都市圏の人口の受け皿として、北部地区を中心に宅地化が進められ人口が急増し、のどかな農村都市であった本市は、急激に住宅都市へと変貌してきました。しかし、一方では花立山に多くの古墳や小郡官衙遺跡群などの史跡が残り、早馬祭や火渡り、茅の輪くぐり、人形じめなど豊かな伝統文化も受け継がれています。

このような中、平成元年から「七夕の里づくり」を進めるとともに、第4次総合振興計画では「人と自然が調和する生活緑園都市・おごおり」を将来像に掲げて、まちづくりを行ってきました。

大きく変化を遂げている国内外の情勢を見据え、これまでのまちづくりの成果をさらに発展させ、未来を担う子どもや孫たちの世代へと受け継いでいくため、新しい小郡市の将来像を「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」と定めます。

将来像

人が輝き、笑顔あふれる 快適緑園都市・おごおり

この将来像の「人が輝き」は、まちづくりの主役であるすべての市民が、その存在を等しく認められ、福祉や教育の充実により、健康でいきいきと人生を謳歌している姿を表しています。また「笑顔あふれる」は、子どもから大人まですべての市民が多様な交流の場を通してふれ合うことで、心豊かで健康な生活を送ることができ、まちに笑顔があふれ、活気が生まれることを表しています。さらに「快適緑園都市」は、花立山や宝満川の自然、南東部の田園風景など、後世に受け継いでいくべき色濃い自然を残しながら、福岡市や久留米市などに近接した交通環境に恵まれ、道路網などの都市基盤・生活機能、住宅や環境衛生体制・設備、上下水道などの生活環境が整っている、誰もが住みたくなるような住環境を表しています。

第5次総合振興計画においては、市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、地域に残された誇るべき文化やこれまで育んできた七夕の里を継承し、夢のある未来を思い描きながら、「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を市民との協働で実現していくことを目指します。

なぜ小郡は「七夕の里」なのか

小郡市には、大崎地区に全国的にも珍しい「七夕神社」があります。8世紀頃の「肥前国風土記」にも登場しており、姫社神と織女神が祭られています。7世紀の末頃、中国から「牽牛・織女」の故事などが伝わり、この神社を七夕神社として崇敬するようになりました。「七夕神社」と対岸には「牽牛社」が建立され、織女神と相思の仲の「犬飼神」の木像が出てきました。また、七夕の信仰が日本で最も早い時期に筑後地方に伝わり、筑後の国で織物産業に携わっていた人々が信仰していた「たなはたつめ」という機織りの女神の信仰と、伝来してきた中国の七夕の信仰の織女の物語が混ざり合ったと考えられていることなどから、小郡を「七夕の里」として様々な取組みを進めてきました。

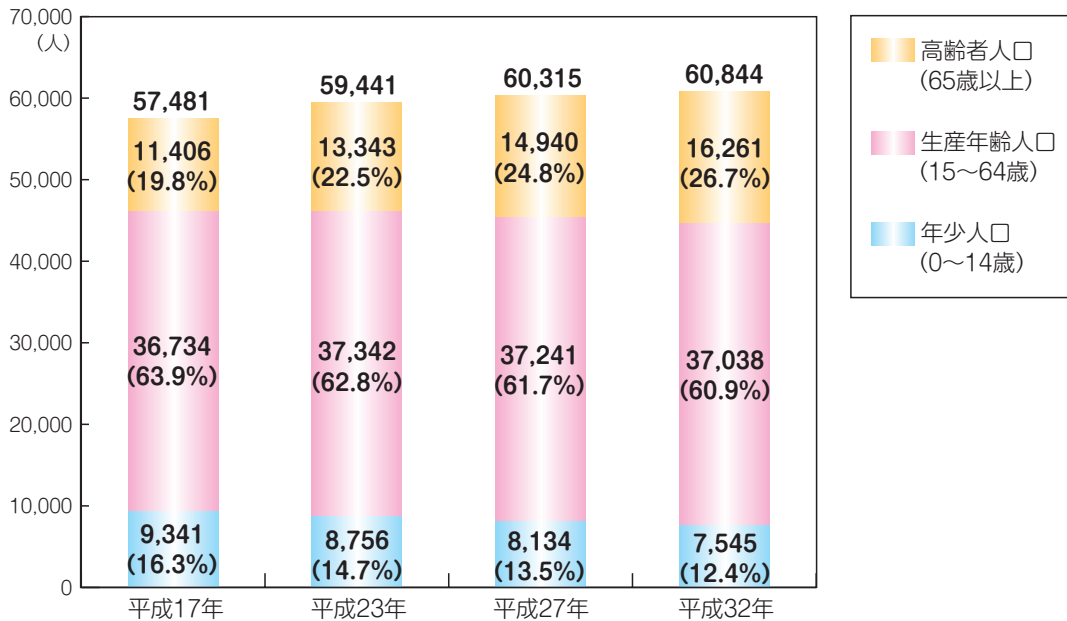
平成元年からは、「七夕の里づくり」として、シンボルマークの制定、七夕の里コンサート、駅前モニュメントの建立などを行ってきました。また、七夕行事は現在まで絶えることなく行われており、今後も「七夕の里」を小郡市の貴重な財産として継承していく必要があります。

第2章

将来人口の見通し・目標人口

平成17年の国勢調査に基づき、コーホート変化率法*により年齢別人口を推計すると、本計画の目標年次である平成32年の市の総人口は60,844人で、内訳は、年少人口（0～14歳）が7,545人、生産年齢人口（15～64歳）が37,038人、高齢者人口（65歳以上）が16,261人となる見通しです。年少人口比率は12.4%、高齢化率は26.7%と推計されます。

年齢別人口の見通し



注) 平成17年は国勢調査実績。平成17年以降は、昭和60年～平成17年の国勢調査人口の増減率を基にコーホート変化率法により推計した。

筑後小郡インターチェンジや鳥栖ジャンクションの周辺地域という交通利便性を活かし、積極的な企業誘致を行うとともに、福岡市や久留米市の通勤圏であるという強みを活かし、定住人口を確保していきます。また、緑豊かな自然環境の保全や生活基盤の整備を行い、地域の特性を活かした土地利用の見直しにより新たな住宅開発等に取り組むとともに、子育て環境や保健・医療・福祉の充実など各分野の施策を積極的に推進します。

今後、施策の推進による人口の増加で市全体が活性化し、市民とともに協働によるまちづくりを実現していきたいという願いを込めて、本計画の目標年次である平成32年度の目標人口を次のように設定します。

平成32年度目標人口 65,000人

第3章

土地利用基本構想

■ 第1節 市土利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・

1 基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られたかけがえのない資源であるとともに、市民の生活環境とあらゆる生産活動の基盤をなすべきものです。よってその利用にあたっては慎重かつ計画的に行い、市の発展に大きく貢献すべきものでなくてはなりません。

このため、土地利用の転換にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的な調整を行い、市民の生活環境の向上、都市基盤及び生活基盤の確立を図り、長期的展望のもと合理的かつ効率的な土地利用を推進します。

2 基本方針

(1) 既成中心市街地及びその周辺における都市機能の強化

本市が、今後も多くの人に「住みたいまち」として選択されるため、公共施設などが集積した西鉄小郡駅及び甘木鉄道小郡駅から大板井駅周辺の既成中心市街地を活用しながら魅力的なまちづくりを推進します。

現在、既成中心市街地は、活力が不足しており、土地利用の自由度も低いことから、中心拠点の機能充実をこの地域だけでは担えない状況にあります。

よって、既成中心市街地に近接する新たな商業集積拠点を設け、役割分担しながら、本市の地理的中心付近に拠点集積地を形成していきます。

(2) 拠点集約型都市構造の維持

都市計画法の区域区分制度などに基づいて形成された、現在のまとまりある市街地及び田園・山林の土地利用の枠組みについては、今後とも堅持し、秩序ある拠点集約的な土地利用構造の維持に努めます。また、久留米地方拠点都市地域基本計画に位置づけられる地域では、良好な住環境の形成・集落活力の向上を図ります。

(3) 市街化調整区域における計画的な住宅的土地利用の実現

市街化調整区域の人口減少の原因の一つとして、農地や自然環境の保全を目的とした、農振農用地区域や市街化調整区域の指定により、住宅を容易に建てられないことがあげられます。

よって、本市の大きな財産である農地と田園風景等に及ぼす影響に配慮し周辺環境との調和を図りながら、計画的に農業集落付近に新規の住宅的土地利用を実現できる地区計画制度^{*}及び開発許可制度の柔軟な運用を地域との協働により推進します。

(4) 産業用地の確保

新たな雇用の場を創出するため、筑後小郡インターチェンジ周辺地域並びに県道久留米筑紫野線バイパス沿線及び鳥栖ジャンクション周辺地域においては、優れた交通アクセスを最大限に活かし、流通業や倉庫業の他、製造業などの企業誘致を進めます。産業用地の確保にあたっては、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響にも十分に配慮しつつ、適正な誘導を図ります。

(5) 農地と山林の保全

本市の原風景であり産業基盤でもある広大な農地は、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正

な運用により、優良農地の確保を図り、極力保全します。

また、本市の数少ない貴重な山林である花立山や津古の森は保全を目指して、必要な制度の適用について検討していきます。

(6) 周辺市町と連携した土地利用構造の構築（長期的展望）

本市の西側の鳥栖市には、九州全体に広がる広域交通の拠点である鳥栖ジャンクションがあり、南側の久留米市には、大きな商業施設が集積し、九州新幹線の駅建設が計画されています。また、北西の基山町は豊かな歴史と自然をもち、本市と連なっています。

本市とこれら周辺市町とは、現在でも県境・市境を越えて都市機能の分担を一定程度行っていますが、将来的には、これらの周辺市町と連携した魅力を補完し合う土地利用構造を展望します。

■ 第2節 市土地利用の区分毎の目標

市土地利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地とします。

市土地利用区分毎の規模の目標は、利用区分別の利用状況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提として必要な土地面積を予測し、現在想定している各種計画との整合を図り定めています。

市土地利用の基本構想に基づく、平成32年の利用区分毎の規模の目標値は、次表の通りとなります。

市国土利用計画の目標値

単位：ha

利用区分	平成17年 (基準年次)	土地利用転換面積					増減量 H17～H32	平成32年 (目標年次)
		大規模整備 による転換	道路整備に よる転換	農村集落内 の都市計画 制度による 転換	産業用地に よる転換	合計		
農用地	2,090	-18.64	-11.56	-86.92	-90.00	-207.12	-207	1,883
田	1,880	-14.84	-9.47	-78.30	-90.00	-192.61	-193	1,687
畑	207	-3.80	-2.09	-8.62	-	-14.51	-14	193
森林	153	-6.11	-0.58	-	-	-6.69	-7	146
原野	34	-	-	-	-	-	-	34
水面・河川・水路	375	-	-0.19	-	-	-0.19	-	375
水面	75	-	-	-	-	-	-	75
河川	190	-	-0.18	-	-	-0.18	-	190
水路	110	-	-0.01	-	-	-0.01	-	110
道路	419	+0.93	+17.75	+26.08	-	+44.76	+45	464
一般道路	384	+1.59	+17.75	+26.08	-	+45.42	+46	430
農道	35	-0.66	-	-	-	-0.66	-1	34
宅地	806	+25.73	-3.21	+60.84	+90.00	+173.36	+173	979
住宅地	627	+3.16	-2.83	+60.84	-	+61.17	+61	688
工業用地	69	-	-0.02	-	+90.00	+89.98	+90	159
その他の宅地	110	+22.57	-0.36	-	-	+22.21	+22	132
その他	673	-1.91	-2.21	-	-	-4.12	-4	669
小郡市総面積	4,550							4,550

第4章

計画の大綱

将来像「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」に沿って施策を推進します。

計画体系図



第5次総合振興計画の新たな取組み

- ◆計画の進捗状況を客観的に把握し、成果と反省を踏まえながら計画を推進していくため、第5次総合振興計画では新たに各分野項目に「成果指標」を設定しています。
- ◆将来像を実現するためには、「市民との協働によるまちづくり」が不可欠です。そこで市民の皆さんに取り組んでいただきたい内容を、「みんなでとりくむまちづくり」として掲載しています。

■ 第1節 安全で快適な都市機能・都市基盤づくり・・・

自然と共生した潤いのある居住環境づくりのために、第2次小郡市国土利用計画や小郡市都市計画マスタープランとの整合を図りながら、調和のとれた適切な土地利用に努めます。

また、九州を縦横に結ぶ高速道路が走る交通要衝の都市であり、農村型都市と住宅型都市からなる本市の特徴を活かした都市機能・都市基盤の整備を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。

さらに、消防・防災体制などの整備を進め、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

1 土地利用

自然環境や景観に配慮しながら、市の発展と自然環境を活かした健康的で文化的な生活環境の確保を図るため、第2次小郡市国土利用計画及び小郡市都市計画マスタープランに基づき、将来における市土の計画的・合理的な土地利用を進めます。

また、既成中心市街地及びその周辺における都市機能を強化し、さらに市街化調整区域における計画的な住宅的土地利用の実現を図るため、都市計画制度の柔軟な適用を検討するとともに産業用地の確保や長期的には周辺市町と連携した土地利用構造の構築を図ります。

2 道路・交通網

道路交通網の充実は、市民生活の利便性や福祉の向上、産業の活性化、また、市民の一体感の醸成などにとってきわめて重要です。

県道本郷基山線、国道500号、県道鳥栖朝倉線、県道久留米小郡線、原田駅東福童線、県道久留米筑紫野線などが市を縦横に走っており、今後は、バイパス整備など市の骨格となる国・県道整備を働きかけ、広域道路網の充実を促進します。また、市民の生活道路の改善を図るなど市道の整備を計画的に推進します。鉄道輸送については、エレベーター設置などのサービスの充実を要請していきます。さらに、コミュニティバスについては、利便性向上を目的に運行体制を検討していきます。西鉄天神大牟田線の各駅周辺の市街地については、地域特性に応じた都市基盤の整備に努めます。



▲コミュニティバス

3 交通安全・防犯対策

交通安全については、人と車が共存できる交通環境を創出するため、歩行者、高齢者等にやさしい歩道の設置等の交通安全施設の整備を推進し、あらゆる機会を通して交通安全意識の向上に努めます。

防犯については、社会の複雑化・多様化や交通アクセスの向上、情報化の進展、住民の高齢化などにより、地域における犯罪被害等の発生が懸念されています。

そのため、市と関係機関、地域が一体となって地域防犯組織の育成に努め、活発な防犯活動を展開し、防犯意識と地域連帯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で明るい社会づくりに努めます。

4 消防・防災・国土の保全

市民生活を脅かす地震、火災、風水害などあらゆる災害に備え、小都市地域防災計画の見直しなど各種対策の一層の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消防については、常備消防と消防団が連携し、防火意識の啓発や人材の育成・確保、消防機材の充実などに努めます。さらに、自主防災組織の育成・強化を図り、地域防災力の向上を目指します。

また、端間橋周辺について関係機関と連携し整備促進を図り災害の防止に努めます。



▲水防訓練の様子

5 情報通信基盤

情報通信技術（ICT^{*}）の進展により、市民生活のあらゆる分野に情報通信機器が浸透し利便性が向上してきています。しかし、一方で、情報化への潮流に対応できない市民も出てきています。

今後は情報通信機器を活用した積極的な情報発信を行うとともに、市民に向けた情報教育の充実を図り、あらゆる分野での高度利用を検討します。また、すべての市民が日常生活やビジネスにおいて、必要な情報を迅速かつ有効に活用し、活発な情報の受発信や交流が図れるまちづくりをNPOなど地域活動団体と協働で進めます。

■ 第2節 豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり・・・

景気低迷の時代においても柔軟に対応できるよう、福岡・久留米両都市圏の間に位置する交通利便性の良好な本市の特性を活かした産業振興を図ります。新規企業の進出基盤の整備や支援施策の充実に努め、企業誘致を推進し、雇用の安定・確保に取り組みます。

また、農地の集約化に努めるとともに、意欲ある多様な担い手の育成・確保へ向け関係機関と連携し取り組みます。さらに、地域経済の活性化を促進するため大規模商業集積施設の早期開業を要請するとともに、農商工連携を模索していきます。

1 農業

本市において農業は基幹産業であり、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が従来よりその主体を占めてきた一方で、切り花鉢物等の花き園芸や周年野菜など施設園芸も一定の生産額を上げ、畜産も本市農業の一翼を担っています。

そのため、ため池の保全など農業基盤の整備に努めるとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の防止に向けた農地の集積と土地生産性の向上を目指し、基幹的な担い手として認定農業者^{*}の育成など後継者の確保と、集落営農組織^{*}の育成・強化に取り組みます。生産面については、循環型・環境保全型農業の推進を図るとともに、生産性の高い品目を奨励し、所得の安定を図ります。また、本市農業の進むべき方向性を打ち出し、農業・農村の持続的発展を図るため農業基本条例等の制定に向け検討を行っていきます。

2 商 業

商店街の活性化は、地域住民にとっても、観光の活性化にとっても大きな課題です。

商工会などとの連携のもと、消費者ニーズをとらえた業態開発や販売促進活動、税務や会計、法務、情報化、衛生、接客などの相談・指導などにより、経営の近代化や魅力ある個店づくりを促進していきます。また、イベントの振興や空き店舗・空き家を活用した情報や人々が交流できるいこいの場の整備、駐車場の確保など、魅力ある商業環境の形成を支援していきます。

大規模商業集積施設については、引き続き早期出店を要請していきます。

3 工 業

雇用の創出と地域経済の活性化を目指し、交通の利便性の高い筑後小郡インターチェンジ周辺及び鳥栖ジャンクション周辺などの産業業務ゾーンへ製造業を含めた企業の積極的な誘致、誘導に努めます。

また、企業誘致に伴う各種法規制解除に向けて関係機関との調整を引き続き行うとともに県、市等の交付金をはじめとする優遇制度の活用を図ります。

4 観 光

歴史資源や自然資源などの観光資源を整備、拡充し、新しい観光の視点から地域資源を活かし、地域団体との有機的な連携により新たな観光の魅力化に取り組みます。また、観光協会の育成に努め近隣市町や久留米広域定住自立圏^{*}自治体との連携を図りながら広域観光ルートづくりに取り組み、案内標識等のサイン整備を推進します。



▲紅葉（如意輪寺）

5 雇用と労働

地域経済の活性化や定住促進を図るため、地域資源を活かした産業の育成や新たな産業の進出を支援するとともに、企業誘致を推進し、雇用の場の確保に努めます。また、働く意欲のある高齢者や若年者、女性、障害者等の就業の促進を図るため、関係機関と連携しながら多様な働き方を実現できる労働環境の整備を進めます。

■ 第3節 ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり・・・・・・・・

本市に残る花立山や宝満川などの豊かな自然環境や田園風景は、潤いのある市民生活に欠かせないものとなっています。これらの景観の保全を図るとともに、循環型社会の実現に向けて環境衛生対策や上下水道の整備を進めていきます。

また、生活に安らぎと潤いを感じられるよう、住宅地・公園などの生活環境の整備・充実に努めるとともに、緑地の保全を図り、誰もが住みやすく、住みたくなる居住環境づくりを進めます。

1 環境衛生対策・環境保全

本市では、廃棄物の分別回収を積極的に行い、廃棄物の適正処理を推進しています。本市は、廃棄物の排出をできるだけ抑制（リデュース）し、排出された廃棄物は再利用（リユース）、再生（リサイクル）する「循環型社会」の確立を目指します。また、増大する廃棄物量に見合う収集体制の確立を図ります。し尿及び生活雑排水の処理については、公共下水道への速やかな転換が行われるよう市民への周知を図ります。

また、環境に関する基準の達成度等について定期的な把握評価を行いながら、市民や事業所、行政が一体となって環境を守り、より良い環境を創り、快適な住環境の構築を目指します。



▲駅前清掃（大保道公園）

2 上水道

安全で清浄な水を安定的に供給するため、水源の確保や三井水道企業団の経営の効率化を図ります。また、未供用地域については、上水道切り替えへの普及促進に努めます。漏水防止と安全性の向上のため老朽管の更新事業を計画的に実施し有収率^{*}の向上を図ります。利用者に対しては、サービスの向上に努めるとともに、節水意識を啓発していきます。

3 下水道

下水道は、汚水の処理による生活環境の改善、河川などの水質保全や雨水の排除による浸水防止など、自然環境の保全に極めて重要な役割を果たしています。公共下水道は、市民の安全で快適な生活環境の創出に必要な施設のため、引き続き積極的な事業展開を推進するとともに水洗化率の向上へ向けて取り組みます。

4 住環境・景観

快適で豊かな市民生活を確保するため、適正な規模と質を備えた住宅の確保を図ります。既成市街地では家屋が密集している地域があり、快適な住環境を確保するため、地域に根ざした住民参加のまちづくりを促進します。

公営住宅については、小郡市公営住宅等長寿命化計画を策定し、建て替えなどにより住環境の整備に努めます。

景観については、宝満川や花立山など小郡を代表する自然景観や田園景観の保全と都市景観の形成を図るため、緑地空間・水辺空間の確保、屋外広告物の規制などを行うとともに、住民の景観づくり活動を促進します。

5 公園・緑地

公園・緑地は暮らしに潤いと安らぎを与え、ふれあいや余暇の充実を促すことから、公園・緑地の持つスポーツ・レクリエーション、景観形成、防災など多彩な機能を踏まえ、公園・緑地の活用を促進します。

また、公共施設の緑化だけでなく民有地の緑地の保全も進めていきます。

■ 第4節 やさしさあふれる健康と福祉づくり・・・・・・・・

少子高齢化の進展に伴い、子どもから高齢者まですべての市民が健康で安心して暮らせる社会を目指し、介護保険などの各種制度の運用を推進するとともに、保健・医療・福祉・介護の連携した取り組みを進めていきます。

また、次代を担う世代を育み、安心して子育てができるよう様々な施策を展開するとともに、人々のつながりをお互いが大切にし、「小郡に住んでいて良かった」といえるすべての人にやさしい環境づくりを進めます。

1 地域福祉

すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関係なく、自身の尊厳を保ち、地域社会の中でお互いに認め合い、支え合って、のびのびと楽しく暮らしていける社会の創出を目指し、地域の連帯意識の醸成に努めるとともに、助け合い・支え合い活動の促進を図ります。

このため、市民の福祉に対する理解を求め、ボランティア活動の促進を図り、地域福祉環境の整備に努めます。



▲小郡市ボランティア情報センター

2 高齢者福祉

高齢者が、豊かな人間関係のもとで、心身ともに健康ではつらつと暮らしていけるよう、介護予防、生きがいづくりの支援や、生活支援の積極的な展開を図ります。

また、小郡市老人福祉計画・介護保険事業計画に掲げる「地域で支える高齢者のまちづくり」の実現に向けて環境づくりを促進します。

3 母子・父子福祉

母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進を目指して、関係各機関と連携を図りながら、相談・指導体制の強化や交流の促進、各種制度の有効活用を推進し、安心して暮らせる支援体制づくりに努めます。

4 子育て支援

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを生み、育てることができる社会づくりを目指し、延長保育^{*}、一時預かり^{*}、障害児保育などの保育サービスの充実と保育内容の質的向上、それらを実行するための環境整備を図ります。また、子育てに関する不安の解消のため、子育て等に関する相談体制を整備し、交流の場を提供します。

さらに、小郡市次世代育成支援地域行動計画で決定した施策内容の推進に努めます。

5 障害者福祉

障害があっても、住み慣れた地域で自立して生活が営めるよう、ノーマライゼーション^{*}の理念のもと、福祉サービスや福祉的就労の支援など、自立した生活への支援強化を図ります。小都市障害者計画を推進するとともに、学習や交流の場の充実や、ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりなど、障害者（児）が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

6 人権・同和対策

人権が尊重され、市民一人ひとりがいきいきと活躍できる地域社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に人権・同和行政を推進します。

また、小都市人権教育・啓発基本計画に基づき各種施策を推進するとともに、依然として残る教育・就労・健康等の分野における課題解決に向けて取組みを進めます。

7 保健活動

市民一人ひとりに自らの健康に対する意識を醸成し、総合保健福祉センター「あすてらす」を中心に、健康の維持・増進や疾病の予防、早期発見に努め、市民の健康を守ります。また、住民との協働による健康づくりを進めることが重要であり、市民のライフステージ^{*}に合わせた主体的な健康づくり活動を促進します。健康づくりに取り組むNPOと連携しながら地域で健康づくりを行える体制を整備します。



▲あすてらす

8 医療体制

すべての市民が適切な保健医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるよう、関係機関との連携・協力を図りながら、地域医療体制の充実を図ります。また、休日、夜間医療体制や小児救急医療の強化を図ります。

9 社会保障制度

公的年金制度や医療保険制度、生活保護制度等の社会保障制度は、高齢化の進展、社会構造や経済状況の変化等に伴い、ますます重要性を増してきており、社会的変化に対応した各種制度の充実強化を促進します。国民年金については納付制度の周知など広報活動に努めます。国民健康保険については、関係機関との連携を図り効果的な保健事業を実施します。介護保険については、介護保険財政の安定的な運用を目指すとともに、地域密着型サービス施設の充実や地域支援事業^{*}に関する取組みを推進し地域特性に応じた制度運営に努めます。

■ 第5節 生きる力を育む教育と地域文化づくり・・・・・・・・

多くの歴史に彩られた郷土に誇りを持ち、個性的で充実した教育を推進します。子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく「生きる力」を育成するために、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」の調和のとれた育成ができる教育の推進に努めます。

さらに、生涯学習やスポーツの振興、文化・芸術などの保存・伝承に努めるとともに、国際交流や男女共同参画社会の実現などにも積極的に取り組みます。

1 幼児教育

幼児教育については、生きる力の基礎を培い、幼児の持つ無限の可能性を引き出すため、多様化する教育環境の中で、教育内容の充実と教育環境の整備を促進するとともに、家庭、地域、幼稚園、保育所などと連携し、教育効果の向上に努めます。また、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

2 学校教育

学校教育については、生涯にわたって学び続ける意欲を育むため、基礎的な学力・生活習慣の定着を基本に、情報化、国際化など急速な社会の変容に柔軟に対応できる教育を推進します。また、自主性や創造性豊かで、他人を思いやる心の教育を充実し、個性を活かす教育の推進に努めるとともに、児童・生徒等の心のケアの相談体制を整備します。さらに、学校と家庭や地域との一層連携した取り組みを推進します。

3 青少年教育

青少年が社会性や協調性を身につけ、心豊かにたくましく成長できる地域環境づくりに努めるとともに、地域活動の場の形成や体験活動の場の提供、ジュニアリーダーの育成を図ります。また、学校、家庭、地域の連携を強化し、健全な青少年を育成するための明るい社会環境づくりに努めるとともに、家庭や地域での教育力を向上させるため、家庭教育学級や家庭教育出前講座を充実させます。さらに、放課後子ども教室推進事業の充実を図ります。

4 人権・同和教育

市民一人ひとりが同和教育をはじめとする人権の保障を、自らの問題としてとらえ、誰もがかけがえのない人間として尊重される社会を目指して、学校、地域などあらゆる機会を通して、地域の実態に応じた研修会を実施できる体制を整備します。また、各中学校区に設立された「人権のまちづくり」推進組織を中心に、市内関係機関のネットワーク化を図るとともに、啓発活動に必要な資料等を一括して管理・整備する体制を整え、有効利用を促進します。

5 生涯学習

誰もがいつでもどこでも、生涯を通して学び、生きがいを持ちいきいきと心の充足感を持った生活が送れるよう、市民一人ひとりのライフステージ^{*}に合わせた多様な学習ニーズにきめ細かく対応しながら、身近な地域を単位とした生涯学習推進体制の一層の確立を図ります。また、シルバー世代や生涯学習ボランティアなどが持つ生活の知恵・技術・経験などを次代に継承し、まちづくりに生かしていくために、地域や学校で活動しやすい体制や生涯学習活動の拠点となる施設環境を整備します。さらに、図書館が地域の課題解決を支援し、「地域の発展を支える情報拠点」として開かれた場所になるよう、より一層サービスを充実させるとともに、小郡市子ども読書活動推進計画に基づき事業を展開していきます。



▲小郡市立図書館

6 文化活動

市内に残る貴重な地域文化や歴史的資料を保護し後世に伝えるとともに、創造性豊かな地域文化の振興を図ります。そのために優れた文化・芸術に接する機会の一層の拡大を図るとともに、文化・芸術活動に関する積極的な情報の提供や、指導者・団体の育成に努めます。また、文化会館など老朽化した施設設備の改修を順次進めていきます。

7 文化財

先人より現代に引き継がれた市内に数多く残る文化財を保護し、地域の歴史的遺産や伝統文化を活用し、市民の地域に対する誇りの醸成などを目的に市民への普及啓発活動を進めます。また、郷土の文化財に関する情報を広く発信し、観光の振興や地域のイメージづくりなどのために積極的に活用するとともに、小郡官衙遺跡群を地域住民が活動できる場となるよう整備を進めます。



▲国指定史跡小郡官衙遺跡

8 スポーツ・レクリエーション

すべての市民が生涯にわたって年齢や体力に応じたスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ施設や管理運営体制の充実に努めます。また、各種スポーツ団体・クラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の提供を充実させます。老朽化してきているスポーツ施設については、必要に応じて建替えや整備を実施します。

9 交流

国際化時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、市民と協働して、多様な国際交流活動を促進するとともに、様々な分野で外国人が訪れやすく暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。また、交流活動を通して新たな情報を入手し、小郡の文化をはじめとする情報の発信に取り組むとともに、小学校から外国語教育を実施するなど、世界に開かれた視野の広い人材の育成にも努めます。さらに、市民が心豊かな生活を送れるよう、多様な世代や地域内での交流の場の創出に努め、一体感の醸成を図ります。



▲フレンドシップ交流会

10 男女共同参画社会

男性も女性も対等な社会構成員として、人権が尊重され、あらゆる分野に参画することができるよう、小郡市男女共同参画計画に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を進めます。また、審議会等への女性の参画の拡大、家庭生活の活動とそれ以外の活動の両立の実現に向けた取組みを促進します。さらに、ドメスティック・バイオレンス^{*}やセクシュアル・ハラスメント^{*}などの根絶、予防に向けた啓発活動を推進します。

■ 第6節 新たな小郡市の地域自治体制づくり・・・・・・・・

市民のまちづくりに対する参画意識の向上を図るとともに、積極的な情報公開や参加機会の拡充に努めながら、本音での議論を深め、市民との協働によるまちづくりを推進します。

また、厳しい財政状況に対応するため、これまでの行政改革を時代に適合したものに革新しながら引き続き進めるとともに、状況の変化を見極め、施策を実行できる人材の育成や組織体制の整備に努めます。今後、複雑多様化する行政諸問題に対応していくために、近隣自治体との広域連携に努め、地域の活性化や行政事務の効率化を一層推し進めます。

さらに、これまでの施策の成果と反省を踏まえながら、行政評価システムの運用により事務事業の見直しや施策の重点化を図り、第5次総合振興計画の適切な進行管理に努めます。

1 市民と行政の協働

市民と行政が協働し、一体となったまちづくりを進めていきます。そのため、行政の取組みを広く市民に公開し、市民と行政との対話を通して共創の場を拡充するなど、市民が容易に行政に参画できる機会や条件の整備を推進します。また、行政が市民にとってより分かりやすい存在となるよう、様々な手法や情報媒体を通して、積極的に情報公開をし、情報の共有化を図るとともに、市民の理解が得られるよう説明責任を果たしていきます。

2 新たな地域自治

現在、地域コミュニティの再生、発展として地域自治の担い手として期待され、新たに注目されているのは、自治会や地域コミュニティを中心とする「共助」の体制づくりです。地方分権の進展に伴い、この「市民との協働のまちづくり」を実現していくために、地域に関する情報が市民間で広く共有されるとともに、市民が主体的に自治体運営に参加できるような新たな住民自治の仕組みの構築を目指します。

3 健全な行財政運営

地方分権の進展と住民ニーズの多様化などに対応し、市民サービスの一層の向上と効率的な行政運営を行うため、組織機構や事務事業の見直し、また「市民との協働によるまちづくり」の実現に向けて情報の共有化と職員の意識改革を図るとともに、人材を育成することによって、市の総合的な政策実現力の向上を目指します。また、民間活力の導入や企業誘致などを積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努めます。さらに、財政については、安定した自主財源の確保を図るとともに、経常経費の削減、財源の重点的な配分などに努め、健全な財政運営を推進します。

4 広域行政

交通や情報通信技術の発展に伴い、日常生活や経済活動などの範囲は拡大しており、防災や医療、環境など様々な分野で、必然性と効率性の観点から自治体間の広域的な連携による対応が求められています。そのため、近隣自治体との連携を一層強化し、地域環境の保全や衛生、医療体制の総合的な整備など、様々な分野で広域連携を推進し、地域の活性化や行政サービス水準の向上と効率化を図ります。

5 計画の進行管理

地域経営の指針として位置づける第5次総合振興計画では、各分野に数値目標を設定し、市民の視点に立って計画を推進していきます。また、行政評価システムの運用・検討を進め、行政費用と成果を客観的に検証しながら事務事業の改善を行い、政策目標達成に向けて取り組むなど、適切な進行管理に努めます。さらに、目標の達成度について、広く市民に情報を公開していきます。